

東広島市消防局からのお知らせ 火災予防 について

全国的に大規模な林野火災が発生しています。

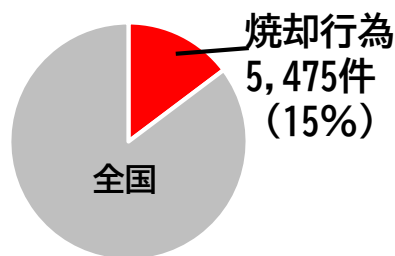
主な原因の一つに、**野焼きやごみ焼き等**の焼却行為があります。

火災により民家へ延焼したり、消火中に死傷者が発生することもあります。

火災から地域を守るために**火災予防**への取り組みにご協力ください。

令和7年大崎上島町の火災件数

3件のうち、
焼却行為が原因と推定される火災は
0件（0%）となっています。



この記録を守るため、一人ひとりが火災予防を心がけましょう！

火の取り扱いに
十分注意を！



原則、屋外での焼却は禁止されています

例外として扱われている農業の草焼きや、たき火などを行うときは、
火災予防条例により、消防署へ事前に



「**火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出**」が必要です。

火災の原因となります

強風や乾燥時には、火の気
が一気に広がり山林や建物
に延焼する危険があります。



近隣の迷惑となります

煙や臭いにより、洗濯物
や健康に影響を与え、近
隣とのトラブルの原因と
なります。



違反すると罰則があります

野焼きやごみ焼きは法律で禁
止されており、違反すると罰
則が科されます。



5年以下の懲役
もしくは
1,000万円以下の罰金
またはその併科
(法人は最大3億円)

問い合わせ先

東広島市消防局 TEL 082-422-0119 (代表)

お近くの消防署・分署の連絡先は
裏面をご覧ください



ごみの屋外焼却に関する苦情が増えています

屋外での焼却は、洗濯物に汚れや臭いが付く、煙や臭いにより体調が悪くなるなど、近所迷惑となります。また、有害物質が発生する危険性や、火災発生の原因にもなります。ドラム缶や一斗缶などでの焼却、構造基準を満たさない小型焼却炉の使用はできません。

屋外焼却（野焼き）の禁止

屋外での焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、原則として禁止されており、罰則の対象となります。ただし、公益上・社会慣習上「やむを得ない」ものや、生活環境上の影響が「軽微な」ものは、焼却禁止の例外とされています。

屋外焼却禁止の例外

①	河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却等
②	防災訓練での消火訓練用の焼却等
③	とんど焼き等（行事からでる普通のごみは焼却できません）
④	・農業（畦焼き、稲わら・もみ殻・草等の焼却等） ・林業（伐採した枝等の焼却等） ・漁業（魚網に付着した海産物の焼却等）
⑤	バーベキュー、風呂焚き等（日常生活を営む上で軽微なもの）

違反して焼却した場合

- ① 5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、またはその併科
- ② 従業員が焼却を行った場合、その事業主に罰則が適用（3億円以下の罰金）

特に、例外④の行為で苦情が発生する場合は「やむを得ない」ものとは言えません。

刈った草などは、できるだけ堆肥化するか、ごみ指定袋で出す、または直接ごみ処理施設へ持込をしてください。また、周辺に民家等がある場合には、ご近所の理解を得るようにしてください。

やむを得ず焼却する場合の注意点：①よく乾燥させ少量ずつ焼却する ②風向き、時間帯、場所等に十分配慮する ③監視人を必ず置き、その場を離れない



不法投棄の禁止

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、罰則の対象となります。

■不法投棄が今まに行われている場合

警察署（110番）

■事業所ごみの焼却（産業廃棄物）や不法投棄の場合

広島県 西部東厚生環境事務所 環境管理課

TEL:082-422-6911（代表）

違反して不法投棄した場合

- ① 5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、またはその併科
- ② 従業員が不法投棄を行った場合、その事業主に罰則が適用（3億円以下の罰金）

問い合わせ先

大崎上島町

■環境衛生課 環境衛生係

TEL:0846-64-3513

各消防署・分署

■東広島消防署 TEL:082-422-6567

・西分署 TEL:082-428-0119

・高屋分署 TEL:082-491-0119

・南分署 TEL:0823-82-0119

・北分署 TEL:082-432-2119

・東分署 TEL:082-437-0119

・安芸津分署 TEL:0846-45-0119

■竹原消防署 TEL:0846-23-0119

・忠海分署 TEL:0846-26-0420

■大崎上島消防署 TEL:0846-65-2056